慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	名子制度と家畜小作 : 小本川流域地方の名子制度 (二)
Sub Title	
Author	小池, 基之
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1938
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.3 (1938. 3) ,p.369(83)- 397(111)
JaLC DOI	10.14991/001.19380301-0083
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380301-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一般に認められるやうになつた。而して他の科學に於けると等しく、農業に於いてもいまやこの教訓が遵守せられる」（註一）と。

彼れは又「商業的富について」に於いて、經濟學が無味乾燥な計量の上に、また爭ふべからざる眞理として與へられた曖昧な公理から演繹された定理の數學的系列の上に打ち樹てらるべきでない」（註二）と說き、歷史的研究の必要を次のやうに主張してゐる。

「吾々は人間の本性、種々なる時及び場所に於ける社會の狀態と境遇とを知らねばならぬ。吾々は歷史家及び旅行者に諮らねばならぬ。また吾々自身を省みなければならぬ。たゞに諸法律を研究するだけでなく、尙ほこれ等法律が如何に行はれてゐるかを知らねばならぬ。たゞに輕出入の表を調べるだけでなく、國の狀態を知り、家族の內心に這り込み、民衆の苦樂を判斷し、細目の觀察によつて大なる特徵を確かめ、そして絕えず科學を日常の實踐に近づかしめねばならぬ」（註三）と。

シスモンディの理論の偉大なる功績とされる歷史的觀察的方法も亦「トスカンの農業略圖」及び「商業的富について」において旣に現れてゐる。

註一　Sismondi, Tableau de l'agriculture Toscane, p. 1.

註二　Sismondi, De la richesse commerciale, tome I, XIV-XV.

本稿を草するに當つて、高橋誠一郎先生より貴重な文獻を拜借した。厚く御禮申上げる。

名子制度と家畜小作

——小本川流域地方の名子制度（二）——

小池基之

（1）

前述の諸事例に於て旣に明らかな如く、名子制度には名子に對する貸與物件の中には牛馬の含まれてゐる場合があり、又名子關係の附帶條件として冬期間牛馬の舍飼を行はしむる各立牛馬、或ひは利分け、仔分けの形態による立牛、立馬の制度が結び付いてゐる場合がある。名子制度等の如き隷屬小作慣行の一附屬要具として牛馬が給與されてゐる場合は、東北地方に於ける低位なる土地生產力と相俟つて、勞働家畜並びに重要なる自給肥料である厩肥の供給源として必然的に結合してゐたのであつて、特に馬は名子制度の成立過程が莊園成立、支配の時期にあつたのと照應して、地方豪族間の軍裝上の必要から地緣的增殖、保護が講ぜられたものと考へられやう(1)。何れにしてもこれ等の場合は勞働家畜又は種畜として農地に附屬したので、土地所有關係の內容がこの場合の家畜小作の性質を規定する。

1．兵農分離以後はこの關係は藩の規模で行はれてくる。即ち南部藩に於ては軍馬の飼養、蕃殖には舍飼の法、或ひは里飼の法等が行はれてゐて、舍飼は各野十月より翌年三月迄、舍飼の際は近傍村落中重なる百姓を撰み、馬匹を配當し、食物は大豆、乾草、燕麥、粉糠等に食鹽を加へ、一日四回に分與し、此食糧を一ヶ月三回に積り、官より給與された。種馬の舍飼には殊に毎日大豆二升を給與せられる。里飼法（預託）は官より種牝馬を民間に下げ渡し、無償にて飼養せしめ、之より產出した仔馬は振駒に附し、其代價を官民折半とした。此の場合、放牧地は官有山野には自由に放牧することが出來、牧草等も自由に採取することが出來た。（巖手縣產馬組合聯合會「岩手縣產馬誌」明治四十五年四月、四一―二頁）

之に對して、利分けにせよ、仔分けにせよ、立分制度に於ては多少とも家畜市場の成立を前提とする。即ち此の場合は牛馬の貸付、預託は商業資本、若しくは商業資本の面をもつた地主資本を通じてなされてゐるのであつて、家畜を蕃殖してその仔を分益折半するか、飼育家畜の販賣利益の折半を目的として牛馬の小作關係が結ばれる。又此の場合、負債による名子關係の成立と同樣、家畜の飼育が借金と結合して、家畜が質物として提供され、そのまゝ債務者に貸與されて分益折半の關係が結ばれるものが多い。前掲の安家村に於ける立牛の敷金制度はこの關係を豫想せしむるものであらう。商業、高利貸資本による名子關係は、かゝる關係に於て、名子關係に同時に立牛、立馬の關係を結合せしめる場合がある。特に此の地方では、後述する如く、鹽、鹽木、米其の他の運搬と關聯して役牛の飼育が古くから一般に行はれ、牛馬商として商業資本家的面をもつ地頭によつて役牛の立分制度が廣汎に行はれた。この關係は役牛より肉牛、更には乳牛と發展してその市場性が益々高まるにつれて、名子制度その他の小作關係と結合するとせざるとに拘はらず、益々廣汎な分布を見るに至つてゐる。特に他村地主の場合には小作地の代償として牛の預託をうけ、その犢を地主に提供するといふやうな事例が見られる（有藝村に於ける岩泉町地主の例）。しながら、それが名子制度・刈分小作と結びついてゐる場合には、牛馬耕による深耕と、廐肥の供給による肥培管理を徹底し、土地の豐度を引上げることによつて小作料を增徵、確保すること、並びに夏期間の「山あげ」による地頭の山林原野の管理と密接に結びついてゐる。例へば小川村の地頭の事例では名子の馬は地頭の山へ山あげすることになつて居り、又安家村では牛の放牧には名子は必ず出て手傳ふことになつてゐる。この點ではこれ等の「牛名子」又は「馬名子」は「山名子」と同樣の性質を有するものと云へやう。又前述の如く大川村では山野の使用には牛の冬立が行はれ、小川村では山林の借入には牛馬の預託が行はれてゐる。

尙昭和九年末現在を土臺とせる岩手縣下二三七市町村中家畜小作慣行の存續する一七一市町村についての調査によれば

	馬		牛	
飼育戶數	四〇、六二二戶		七、一三一戶	
內小作戶數	八、七七五	二一・六〇%	三、三〇二	四六・二九%
飼育頭數	六一、八七八頭		一四、四二四頭	
內小作頭數	一三、一三八	二二・二三%	五、六〇九	三八・八九%

であつて、契約內容は口約によるものが多く、馬小作戶數の八九・二〇%、頭數の八八・七〇%を占めてゐる。又契約期間

は定めなきものが大部分で、馬小作戸數の八六%、頭數の八七%、牛小作では戸數の九二%、頭數の九〇%を占めてゐる。牛馬飼育の飼料は原則として被預託者（小作人）の負擔であつて、之を畜主と折半する例が極めて僅かながら存する。又公租公課は畜主の負擔する場合と、小作人の負擔する場合とが略々半々あるが、畜主と小作人とが折半負擔する場合もある。家畜の治療費は多く小作人の負擔であるが、畜主の負擔する場合もあり、又双方折半する場合もあるが、これは極めて少ない。小作の形態は仔分けが最も多數を占めてゐるが、小作家畜の分配率は地方により、又畜主により一定しないが、平均仔分けの場合は生産駒又は犢價格の五九%を畜主、四一%を小作者、利分けの場合は育成牛馬の販賣價格の六八%を畜主、三二%を小作者が受取る。又極めて僅かに存するのみであるが、貸貸借の場合は平均畜主四二%、小作者五八%の割合で收益が分配されてゐる。生産厩肥は普通小作者の取得である。（岩手縣畜産課調査、「河北新報」昭和十二年八月二日の記事）

（2）の一

元來岩泉町は小本川流域地方の中心地として、普代、田ノ畑、安家、小本、小川、大川、有芸等の物資の集散地であり、岩泉町の勢力は廣く此れ等の諸地方に及んでゐたのであるが、特に田ノ畑、普代方面の製鹽業の發達につれて、鹽木の運搬、盛岡方面への鹽の運搬、並びに盛岡方面からの米、酒、日用品等の運搬等々、運搬用役畜の飼育は岩泉を中心として廣汎に行はれて居たものゝやうである。

南部藩に於ける製鹽業が何時頃始まつたかは明らかでないが、既に寛永二十年北郡正津川附近に鹽釜を設けた記錄があり（1）、九戸郡に於ける鹽釜は明暦二年頃の創始にかゝるものであり（2）、又上閉伊郡大槌地方では延寶年間より製鹽業が行はれてゐたといふことである。（3）又元祿九年四月には大野村鐵問屋より久慈通の鹽釜三十六工分の役金二十六兩一歩、禮金二十兩を納め、向ふ三ケ年製鹽を願ひ出て許可されてゐる。（4）此の地方の製鹽は、前述の如き地理的諸條件から、鹽田法によることは全く不可能であつて、海水を釜内に導いて火力を藉りて直に煎熬する素水焚法を採つてゐるので、その爲めには夥しき燃材を必要とした。明治二十七年の岩手縣勸業課の報告によれば、鹽釜一釜當り一晝夜の薪材、薪木、柴、丸木を合せて六十駄を必要とし、この「一晝夜ノ燃料ヲ求ムルモ二反三畝ノ山林ヲ要スルヲ以テ今假ニ管内ノ製鹽所ヲ百個所トナシ其營業日數ヲ一個所毎ニ五十日トセバ之ニ要スル燃料ノ量ハ一ケ年三十萬駄ニシテ其反別ハ少ナクトモ千百五十町歩ヲ要シ之ヲ永遠ニ維持セント欲セバ一萬五千五百町歩ノ地面ヲ備ヘ」なければならないことになる（5）。かくの如く製鹽業には多量の燃材即ち鹽木を必要とするので、例へば普代村では山林を所有せざるものが鹽焚を行ふ場合には山林を借入れて薪材を得、その代償として山林所有者に對して賦役を提供した。そして、製鹽業の衰微に伴ひ、鹽木伐採後は耕作適地は是を十ケ年乃至十五ケ年の期限で無償耕作、開墾せしめ、期限後は收穫物の一部分を分配せしめたが、漸次分配率を變更し、現在の刈分小作の如き形態をそなへるに至つたといふことである。（6）

1　東北振興會「東北産業經濟史」第六卷南部藩三〇七頁。
2　中井貞吉編「鹽業通鑑」一〇八頁。
3　森嘉兵衛「舊南部藩に於ける百姓一揆の研究」一〇七頁。

4　前掲「東北産業經濟史」三〇七頁。

5　岩手縣勸業課「巖手縣勸業臨時報告」明治二十七年、一九三頁。

在來製鹽ニ要セシ一晝夜ノ薪材

	一晝夜消費高	同上燃材ヲ生産スル面積	輪環法ニヨリ伐採スルニ要スル面積	摘要
薪木	三十二駄	五畝	一町歩	二十年ニ一伐ノ見積
柴	二十六駄	一反五畝	六反歩	四年ニ一伐ノ見積
丸木	二駄	三畝	一町五反歩	五十年ニ一伐ノ見積
計	六十駄	二反三畝	三町一反歩	

尚寛文八年三月には製鹽業者生活困窮から鹽木下附を願出で、留山の鹽木伐採を許可されてゐる例がある。「濱通代官部内鹽釜三工の内二工は金濱村、一工は種市の内一ノ濱、此二個所の製鹽者二十七名は逐年活計に疲弊し、年貢米並に役鹽等の納付にも困難せるを以て、山根の内野澤にて鹽木下附を得度旨を出願す。元來此山は伐木の留なれども、願人共の情狀を酌量して、四月朔日限り鹽木の伐出を許可せり、但し鷹巣の無き場所に於て伐採せしむへき旨を山奉行へ戒告す」。

6　藤卷傳之丞前掲稿本。

これ等の地方の製鹽が南部藩に於て重要な商品の一をなしてゐたことは種々の事實から推測出來る。即ち寛文七年八月には、鹽價騰貴して一般士民困難に陷るに及び、藩は夏期鹽の安價の際購入して貯藏し、冬期高價の際に廉賣せしむる方策の下に、八月二十二日百五十兩を以て閉伊郡產出の鹽を購入せしめてゐる。又延寶二年には海邊に令して鹽稅を課してゐるが、更に文政六年二月には財政窮乏救濟策として鹽買上、專賣政策を採り、一升十三文宛に買上げ、御手鹽問屋吳服町治兵衞、紺屋町庄右衞門、同町庄兵衞に命じ御城下鹽値段一升三十七文宛に賣却せしめた。この專賣制度は文政八年大槌通鹽專賣反對の百姓一揆の勃發によつて翌九年廢止され、「鹽竈より自由賣買を爲すべきことを特許」(1)されたかの如くであるが、尚弘化四年の野田通百姓一揆歎願狀には「毎年大豆御買上にて迷惑、猶亦御鹽御買上にて、御百姓共一統迷惑罷在候處、五ケ年軒並被ニ仰付ニ不レ得ニ止事ニ奉ニ上納ニ候」云々と述べられ、又、一揆の要求した十三ケ條の條項の一つには「一、御城下鹽附入御役錢一駄に付先年は五十文米穀出役一駄に付六十文宛御役立に御座候處、近年一升に付四文の御役立にて迷惑仕候、先年の通被ニ仰付ニ被ニ成下置ニ度奉ニ願上ニ候」とあり、「御鹽問屋御免」が「口上之覺」十二ケ條の一つに加へられてゐる(2)。

1　森嘉兵衞前掲書一〇八頁。

2　同上、一九六、一九八、一九九頁。

ところで、これ等の輸送を目的とする役畜の飼育はこれ等製鹽地と盛岡とを結ぶ交通上の中心地である岩泉地方一帶に廣く行はれたのであるが、(特に各自賣買の自由を得た明治維新以後に及んで)、この場合、前述の如き溪谷に開鑿された峻坂險路に富む交通路は馬よりも牛特に牡牛を多く用ひしめた。(1)所謂「南部牛」なるものがこれである。此の地方に於ける運送の爲めの牛需要の增加、並びに牛價格の騰貴を通じての牛馬商による牛の貸付は、普通牡牛を貸して五歲まで飼育し、(主として貨物輸送に使用)、鹽一駄、及び鞍をつけて返すといふやうな條件で行はれてゐたもの〻如く、(2)又岩泉は牛の集散地として春秋二期には各地から牛商人が集まつて賣買が行はれたが、そ

れのみならず市場は遠く仙臺、米澤、更に房總、北陸地方にまで求められたやうである。勿論これ等の牛馬商は、東北地方に於ける低い土地生産力から、他面地頭又は地主であり、又地頭の手に集積された貨幣資本は、一方、牛馬商の如き商業資本の形に於て作用してゐること云ふまでもない。これ等の役畜を中心とする家畜小作は、當然役畜としての使用に對する賃貸料の支拂、或ひは飼育を條件とする利分けの形式をとつて行はれる。然しながら、交通の發達、特に鐵道の開通（明治二十三年十一月一日日本鐵道線一ノ關盛岡間開通、翌二十四年九月一日同上青森迄全通）を通じての他地方の製鹽の流入による當地方製鹽業の壓迫(3)、並びに鹽專賣制度の施行（明治三十八年）による鹽生産の衰微は、牛の飼育を從來の鹽運搬其の他の使役から駄賃付け、農耕等に變化せしめた。一方役畜としての家畜の役割の低下は、これ等が主として牛馬商によつて行はれてゐたといふこと、並びに交通の發達による市場の擴大と相俟つて、より市場性の高い種類への關心を高めした。それと同時に飼育の中心は役畜としての直接の使用よりも蕃殖に重點がおかれ、小作の形式も仔分けの形がより主要な形となつてくる。(4) 明治初年に於ける和牛改良運動、明治中期より大正初年へかけての、地頭、地主等のうちの所謂「先覺者」による搾乳業、煉乳等の創設、製酪組合の組織等はその一端を示すものである。他方牛馬耕の奬勵(5)と自給肥料の供給によつて土地生産力を高めると共に、農民側も亦低い土地生産力のための相對的土地不足の結果、田畑の耕作のみでは生計困難であり、又これ等の關係から厩肥自給は農耕上絶對的に必要であつた。

1　運搬の方法は一綱六頭を普通とする。五六人の牛方が一團となり、才領が頭となる。小本街道を馬車が通行し得るやうになつたのは明治五年頃といふことである。

尙役畜としての牛馬を比較すれば次のやうである。(一)、急坂峻路等の木炭其の他の運搬には牛の方が優れてゐる。(二)給肥の質に於ては牛は馬の七―八割であるが、量に於ては大差ない。一頭で約三千貫位の厩肥を供給し得、一反歩約三百貫給肥。(三)、飼育は牛の方が遙かに簡單である。(四)、牛の價格は大體に於て安定してゐるが、馬は投機的色彩が強い。

2　岩泉町河部鐵五郎氏談

3　「岩手縣勸業臨時報告」（明治二十七年）

4　岩泉地方に於ける隨一の牧牛家であり、明治初年に於ては率先して和牛改良運動に乘り出した岩泉町の地頭小泉家の「牛馬帳」によれば牛の立分の狀態は次の如くである。

	母駄牛	牡	牝	二歲口	牡七歲以上	牡六歲口	牡五歲口	牡四歲口	牡三歲口
明治二十年	一〇二	二一	二二		一一	二三	二〇	二三	二九（牝一八）
明治三十三年	一四八	三四	一七		一八	二三	二七	二五（牝一五）	
明治三十四年	一四二	三七	四八		二一	二三	二四	四七（牝六）	
明治三十五年	一五四	二七	二五		一一	二三	二一	三八	二二
明治三十六年	一六三	三四	三五		二一		三六	二七	二九
明治三十七年	一七三	三一	四〇			二八	二三	二〇	三一
明治三十九年	一七二	四一	二七			一一	一四	一九	三二
明治四十一年	一三六	二六	三四				二一	八	二四

明治四十三年	一七九	二三	二七	一	二	一三	八	一八
明治四十五年	一七六	二五	二二	二	一	四	一一	一四
大正二年	一六六	四二	一五	二	一	九	一〇	二五
大正四年	一六五	二一	一九	二	一	八	一七	一六
大正五年	一七四	三一	三	一	五	一	七	一一
大正六年	一八六	三五	一二	一	一	三	五	六
大七正年	一八八	一七	五	一	五	六		一〇

。蕃殖を目的とする飼育への傾向が強まつてゐることを見得るであらう。尙冬立牛の預託金はこれに現はれてゐるところでは大體一頭當り五圓見當である。又貸付の範圍は岩泉村のみならず廣く小本川流域地方一帶に亙つてゐる。

5　「岩手縣勸業月報」第三十七號（明治十九年二月三十日）一六頁。

（2　の　二）

明治維新政府による殖產興業政策の一翼としての牧畜政策、洋種家畜の輸入、種畜貸與等の有する意義については改めて述べるまでもない（　）。特に洋牛については主として肉用、又は乳用の目的を以て輸入せられ、又畜牛場の設立等が見られるのであるが、明治二年大藏省通商司は築地に牛馬商社を起して搾乳、屠牛を行はせ、洋牛十五頭を通商司牧牛掛が英國より購入したのを嚆矢として、短角種、ブラウンスイス種、デヴォン種等が、政府のみならず民間に於ても多數輸入された。

1　我妻東策「明治前期農政史の諸問題」四、明治前期の牧畜政策參照。

岩泉地方に於ける牛種の改良は、明治四年勸農寮屬長谷川斧四郎氏によつて、英國より輸入せられた短角牡牛二頭が貸與（一頭は岩泉村、一頭は小川村に）せられたことをその端緒とする(1)。しかしながら和洋雜種の生產に對してはその當初に於ては「村民種々ノ疑心ヲ抱キ」絕へて之を信じなかつたのであるが、二三の有志者によつて翌年雜種四頭を得、その優れたるを知るに及んで次第にその普及を見、明治六七年に至つては可成りの雜種生產を見るに至つてゐる。明治七年には有志者協同して內務省に請願し、短角種牡牛一頭を借受け、同年の秋に至りては更に短角種牝牡各三頭を借受、飼養し(2)、翌八年より種牛として近隣諸村にも貸與してゐる。又同八年には早野良太氏は北海道七飯牧場より良種牛短角種を買入れ牛種改良をはかつてゐる。かくして岩泉を中心とする諸村の牛種改良の普及と共に、明治十四年には村內の牛種六七分は既に洋雜種となつたといふことである。そして洋種並びに雜種牛に對する需要の顯著な增大につれて、販路は近隣諸村のみならず宮城、福島、茨城、千葉の諸縣（主として牡牛四五歲より六七歲まで）、乃至は山形縣下より新潟、長野縣下（主として牝牛二歲以上）にまで及んだ(3)。更に又明治十八年には岩泉村は農商務省に請願し下總御料牧場より短角種牝牡二頭の貸下げを得て(4)、純粹種蕃殖を行つた。

1　「北閉伊郡岩泉村牛種改良ノ沿革」同村八重樫市右衞門報（岩手縣勸業課編纂「勸業月報」第二號明治十六年二月、三一頁以下）、「和牛ニ關スル調査」農務彙纂第六十九、六九頁。

2、4　同上「和牛ニ關スル調査」六九頁。
3　同上「勸業月報」第二號三七頁。

一方縣に於ても「改正牛馬取締規則」を頒布し、種畜を蕃殖して之を貸付ける等々、牛馬の改良、蕃殖に努力してゐる。今當該取締規則序文を見れば次の如くである。

「三陸ノ地古來良馬ヲ產シ聲價全國ニ冠タリ特ニ當管內ハ山野曠漠良草蕃殖シ天然ノ牧場ト謂フ可シ況ヤ良牛ヲ出ス山谷アリ今ヤ開明ノ時ニ際シ茲ノ國土ニ栖息スルノ人民ハ豈ニ畜類ヲ蕃殖セシメ以テ產ヲ盛ニシ以テ業ヲ大ナラシメ國家ノ鴻益ヲ興サヾルヲ得ンヤ馬ハ舊來取締ノ方法アリ年々ノ產出モ多數ヲ加ヘタレドモ牛ハ未ダ其法ヲ開カズ永ク僻地一隅ノ產ニ止マレリ依テ夙ニ舊法ノ苛酷ヲ解キ更ニ牧牛ノ法ヲ設ケ今又其規則ヲ改定シ管內ニ頒布ス固ヨリ一戶一村ノ小利ヲ襲取スルコトニ非ズ民ハ力ヲ斯業ニ致シ官ハ力ヲ斯業ニ盡シ上下共同シテ效ヲ遠大ニ期シ以テ一家ヨリ全國ノ鴻益ヲ致ス可シ此旨諭達候ナリ

明治十年四月　　縣令島惟精代理
岩手縣大書記官　岡部綱紀」

そして、貸與せる官牛より出產した犢は仔分けとし、「牝牡トモ二歲ノ夏掘拂ニ附シ其代價ノ六分ハ飼主ニ下附シ四分ヲ官收シ之ヲ牧牛資金トス」ることゝしてゐる（「改正牛馬取締規則」第四章）。この取締規則序文によれば政策の中心は馬より牛にうつされてゐる如くである。縣では短角種とエアーシャーの二種を標榜し、その普及を奬勵して居り、又事實洋雜種牛の急激なる增加、和種牛の停滯といふ狀態を示してゐるのであるが(1)、此の地方に於ける畜牛の改良、蕃殖は專ら家畜の貸付又は飼育を通じて商業資本として發展しつゝあつた地頭の手によつて行はれてゐるといふことに注意しなければならない。

1　今和洋雜種別仔生產指數を見れば次の如くである。

	和	洋	雜
明治十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇
十二年	一一一	二二七	一四六
十三年	一三〇	三五四	二九二
十四年	—	—	—
十五年	一九一	四〇六	三八三
十六年	一八六	六五四	五一九
十七年	一六六	△五九八	六一六
十八年	一五九	七八六	七七九
十九年	一四六	九五一	四八四
二十年	一四三	一、〇〇三	七四八
二十一年	一五二	一、三五六	一、六一五

〔備考〕我妻東策前揭書一六七頁。△は牝牡不詳のものを除く、從つて實際は明治十六年の數に近い。資料の出所は統計年鑑第二、三、四、五、六、七、八、及び第一次農商務統計書。

尙岩手縣に於ける雜種牛は明治十三年四七五頭、明治十六年には一、〇六〇頭に增加してゐる（同上一七三頁）。

以上の如く、此の地方に於ける明治初年の和牛改良運動は、最初は專ら短角種を中心とする肉用牛の方向へ向けられたものであつた。しかもこれ等の改良の主導が牛馬商によつてなされたといふことは常にその飼養種類選擇の基準に市場性がおかれたといふことである。明治十四年以降のデフレーション恐慌を通じての牛價格暴落は「洋種牛ハ使役ニ適セズ却テ和種ニ劣レリ」となす意見を相俟つて、俄に洋種を厭忌して折角購求したる種牛も賣却する者」續出するといふ狀態を現出し、十三年には一頭八十五圓の價格を示した牝牛價格は十五年には十五圓乃至十七八圓の水準を示すに至つてゐるが、一方に於て、特に此の地方の主要原種であつた短角種及びその雜種牛の價格下落と共に、他方、明治十四年以後の恐慌、特に十九年の不況最深期を通じて、舊い士族結社的牧畜會社は殆んど淸算され、この間に近代的機構を裝備しつゝ、二十一年の景氣上昇と共に新裝の牧畜會社として擡頭したものが殆んど全部牧牛に關するもの、特に乳牛の飼養、並びに搾乳を主とするものであること（1）と、相應じて、此の地方の牛の飼育、改良も亦肉牛より乳牛への傾向を辿るに至つた。

1　菅野和太郎「日本會社企業發達史の研究」一七頁。我妻東策前揭書一九一、一九三頁。

即ち、明治廿四年、岩泉村に於ては東京耕牧舍より此の地方に於ける最初のホルスタイン種牝牡二頭が購入されてゐる。該牛は明治十七年澁澤榮一氏が米國より輸入せる和蘭陀產純血種の血統であるといふことである（1）。次いで明治二十八年、横濱山手九十八番館に牧場を經營して居た米國人ウイスタンレー氏が歸國に際し、畜舍と畜牛を整理せんとするに當り、その中の純粹ホルスタイン種當歲の牡牛一頭が小泉市兵衞氏の手によつて岩泉村に持來され、下閉伊ホルスタイン系の基礎がつくられるに至つた。更に、翌二十九年には小川村工藤定七氏によつて札幌農學校より牝牡二頭が移入され、三十五年には同村山岸茂八氏が前記九十八番館をその畜牛と共に讓受け、引續き經營をなすに當つて、同館產の畜牛は岩泉地方へ移入さるゝもの多く、この系統は下閉伊一體に普及を見るに至つてゐる。又三十六年には小岩井農場よりセザー系牡牛の分讓を初め、クノール系、コーネリス系、ヘンドリック系、エレホープ系、エコーシルビヤ系の分讓を得、東京愛光舍よりジョハナ系、ポンチヤック系、北海道吉田牧場よりホームステッド系、宇都宮牧場よりプリンス系、ギレグ系等を移入、改良繁殖をはかつてゐる。又これ等の種牛移入による雜種牛改良のみならず、小岩井農場其の他より純血牝牛を移入しての純粹蕃殖も行はれた。又明治三十一年縣種畜場創設以後英國より輸入せる短角種、エーアシャー種及び之等純血蕃殖によつて得たる種牛も亦岩泉牛に配せられた。更に明治三十四年以降小岩井農場が原產地よりエーアシャー種、ホルスタイン種、ブラウンスイス種を輸入し、その生產犢を當地方に供給したものも少くはなかつた。しかし、二十八、九年以後の牛種改良、飼育、蕃殖は主としてホルスタイン種を中心として行はれたので、その他の種類、例へば短角種と相並んで縣に於て種牛として標榜されたエーアシャー種は、前記小岩井農場のストロングボー系、スコッチレッスル系及び縣有種牛によつて蕃殖を行ひ、其の成績も惡くなかつたけれ共、晩熟といふ點で當業者間に次第に排斥された。又ブラウンスイス種も一時蕃殖、普及を見たが大正五年以後ブラウンスイス種系種牛は淘汰され現在に於ては極めて稀である（2）。

しかしながら、前述の如く此の地方に於ける畜牛は商業資本によつて支配されてゐるので、畜牛の中心となるべき牛種は市場の傾向、價格の騰落によつて決定され、その用途の如何によつては決定されない(3)。云はゞ選定される品種には一定の方針がないので、極めて雜多な雜種牛を生ずる結果となつてくる。しかも一般的な傾向としては肉用、並びに乳用を主とする洋雜種牛の增加といふ傾向をとつてはゐるが、この飼育は夏期は所有原野又は牧場に放牧し、或ひは官有地其の他を借入れて山あげをなし、（一牧場六十頭乃至七十頭位、種付料及び山あげの費用合計十圓乃至十五圓位、安家村では大正六、七年頃より國有林放牧料一頭平均三圓位といふことである）、冬期舍飼又は預託飼をなすか、又は利分け、仔分けの形式に於て貸付けが行はれてゐる。從つて、飼育側、特に被預託者又は家畜小作者の側から云へば、飼育期間中の役用と、厩肥の供給並びに預託料又は家畜賣却價格の分前を中心として考へられて居り、一般農家は「畜牛に對する鑑識力進歩せず、全く幼稚にして合理的判斷力を欠除せる」狀態に置かれてゐたといつても差支へないであらう。一方、一般に明治三十四、五年頃から洋種牛との雜種の成績極めて良好なりとして、「將來和種ノ改良ニ必要ナル形態及ビ性質ヲ具備ス」と稱揚され、所謂雜種時代を出現し、雜種價格の暴騰につれて牛種改良即ち雜種の生產にありと考へられて居り、又その反動としての和種時代に於ても、「黑牛即ち和牛、異毛牛即ち雜種牛なり、となされ、事實は雜種牛にても體の表面さへ黑ければ和牛として取扱はれた」のであつた。從つて取引關係に於ては明治二十年前後より畜牛取引機關として振市場が開催され、三十二年には下閉伊郡產牛畜產組合が組織され、當地方產牛が市場を通じて統一されるに至つた(4)のに對して、一方、明治十九年岩泉村菊地佐兵衞氏による煉乳、粉乳の製造を初め、明治三十六年小泉市兵衞氏による薮川村放牧場に於ける煉乳業、大正四年中村俊三氏による製酪組合の組織、大正五年小川村工藤定七・八木純德兩氏による煉乳工場の設立等が結局不成功に終つたのは、砂糖價格の騰貴或ひは其の他の偶發的諸事業によるものであるにしても、基本的には以上の如き關係に基くものであらう。

1　前掲「和牛ニ關スル調査」七〇頁。

2　種牛として購入されてゐるものゝうちには所謂「仲間牛」の形に於て行はれてゐるものも大分ある。前掲小泉家「牛馬帳」明治三十九年の分より二三の例をあげれば次の如くである。

セサー號　仲間牛
一、高白豬毛　五歲
小岩井農場ヶ代金四百七拾五圓買求メ
拾株ノ內貳株分

一、ブラウン　三歲　父
小岩井ヶ五百二十圓ニ買求メ
此內拾株ノ處貳株分百〇四圓出金

一、白　駮　貳歲　下岩泉仲間
東京山岸ヶ參百五拾圓
三十五株ノ內貳株貳拾圓出金

（因に明治三十三年三月の種牛改良調査委員會に於ける諮問並びにそれに對する答申を見れば次の如くである。

第一諮問「牛種ニハ乳用、肉用、擔挽用等アリ、又之ヲ兼ネタルモノアリ、今效用ニヨリ本邦ノ種牛ヲ改良セントスルトキハ如何ナル方針ヲ採ルベキカ」

第三諮問「既ニ方針ヲ定メタル時ハ日本在來ノ牛畜ニ對シテハ如何ナル方針ヲ執ルベキヤ、又外國ヨリ輸入スベキ種牛ハ何々ヲ可ナリトスルヤ」

答申「一、牛畜改良ノ方針ハ役用、肉用、乳用ノ三用途ヲ兼ネタルモノ及純良ナル乳用ノ蕃殖ヲ圖ルニアリ。

二、日本在來ノ牛畜ハ益々精選蕃殖スルコト。

三、日本在來ノ牝牛ヲ精選シ之ニ外國種ノ牡牛ヲ配シ雜種ヲ產出スルコト。

四、外國ヨリ輸入スベキ種牛ハ先ヅシムメンタール及エーアシャーノ二種トシ其ノ他ノ種類ハ必要ニ應ジテ輸入スルコト。」（羽部義孝「和牛の改良」大正十四年五月一九―二〇頁）。

3　前掲農務彙纂「和牛ニ關スル調査」は大正二年頃の事實によつたものであるが、それによれば、岩泉牛は主として役用に用ひられ、「牡牛ノ幾分ハ薪炭、木材、肥料等ノ駄用ニ使役シ耕耘及輓車等ニハ使役セス牝牛ハ全部蕃殖用ニ用ヒ三歲乃至十三四歲マテトス」（同書七〇頁）。

4　羽部義孝前掲書二〇頁

5　同產牛畜產組合ハ「一、種畜ノ設備及種付、二、畜牛ノ血統及能力ノ登錄、三、家畜市場ノ開設、四、畜牛衞生ノ改善、五、牧野ノ設置及整理并飼料作物ノ栽培及其奬勵、六、品評會共進會講習會及講話會ノ開設、七、組合員又ハ組合傭人ノ表彰、八、優良牛ノ奬勵」の事業を行ふものであるが、「蕃殖用牝牛ヲ所有シ又ハ寄託ヲ受ケ生產ニ從事スル者」を以て組織され、「組合員仔牛ヲ生產シタルトキハ三十日以內ニ之ヲ屆出」ることになつて居り、又「組合員ノ生產シタル犢牛ハ秋季ニ於テ組合ノ開設スル家畜市場又ハ決定シタル家畜市場ニ牽出シ振賣ヲ爲ス又ハ評價ヲ受ケルモノ」となつて居る。此の場合組合員は振賣以前に本組合區域外に賣却又は讓渡することは出來ない。（「下閉伊郡產牛畜產組合定款」組合の定期家畜市場は毎年九月二十八日より十一月十六日迄各地に於て一日乃至三日宛開催される。（同上業務規定）

（3）

名子制度其の他の小作關係と結合してゐると否とにかゝはらず、此の地方に於ける畜牛飼養の一般的條件は以上の如きものであつた。ところで、昭和五年に於ける某酪農工業岩泉工場の設立はこれ等の畜牛飼育を新なる環境の下に持ち來すに至つたのである。即ち、該工場は小本川流域地方に於ける乳牛飼育を基礎として煉乳並びに牛酪生產を目的としたものであつて、搾乳組合による集乳組織並びに乳牛購入資金の貸與を通じて特約關係に組み込まれ、新なる小作關係が結ばれるに至つてゐる。

集乳は搾乳組合を單位として行はれる。搾乳組合は大體部落を中心として組織され、現在二二の組合があり（組合員數三四〇名）下閉伊郡搾乳組合聯合會によつて統轄されてゐる。搾乳組合は「牛乳ノ共同處理及乳牛ノ改良發達ヲ圖リ搾乳經營上ノ利益增進ニ資スルヲ以テ目的トス」るもので、乳牛の維持又は購入資金の連帶並に保證借入、牛乳の共同搾取及處理、飼料の共同購入をその主たる事業とし、其の他乳牛に關する講習、講話、品評會の開催、畜牛改良及搾乳奬勵に關する事業を行ふことになつてゐる。即ち搾乳のみならず、組合員の連帶責任に於て乳牛購入資金關係を圓滑に運ぶことを主眼とするもので、組合は資金の融通、飼料の供給を受けると同時に、組合員生產の牛乳及び乳皮の共同販賣をするといふ特約組合の關係に置かれ、又組合より債務の保證を受けた組合員はその債務に關する乳牛については種々の拘束を受けることゝなる(1)。又乳牛購入資金の貸付といふ形による乳牛貸付（乳代並びに生產犢賣却代金によつて償却する(2)）の外に、乳牛の品種改良を目的として種牛の貸付が行はれ、飼

育費は組合の負擔に於て（種付料は組合の所得）乳牛生産が行はれてゐるが、種付牝牛及び犢は特約牛として特殊の關係に持ち來される(3)。

1　搾乳組合規約第一條、第四條、第十七、十八條、尙組合設立加入と同時に牛乳賣買契約書が交換される。

2　乳牛購入資金貸付額は一人當一〇〇―一五〇圓、組合の連帶責任であり、搾乳代から差引き三年―五年の年賦償還である。が、搾乳量が組合員均等でない結果は、均等償還は多く搾乳してゐる者は資金借入者の代拂をしてゐる形となり、搾乳量にも影響を及ぼす結果となる。又不定期拂（生産犢の賣却による償還）の場合は、仔は資金償還よりはむしろ生活資金として賣り拂はれる方が多い。

3　種牡牛預りの諸條件は次の如くである。

種牡牛預り證

一、名號　サー・ジョハナ・ピータージマシーデス三五世號。
一、生年月日　大正拾參年拾壹月七日
一、毛色　黑白斑
一、特徴　額星、肩峯大白、左肩右部右上腿各一小白

右貴社所有種牡牛左記ノ條項ヲ以テ預リ申候

昭和八年四月廿九日

下閉伊郡小川村大字袋綿
袋綿搾乳組合長　署　名　㊞

會社御中

一、預リタル種牡牛ハ御指定ノ場所ニ於テ善良ナル飼育管理ヲナスモノトス
一、飼養管理ニ要スル一切ノ費用ハ組合ノ負擔トス
一、種付料ハ豫メ貴社ト協定ス種付料ハ組合ノ所得トス　但シ搾乳組合以外ノ者ヨリ徴收スヘキ種付料ノ剩增分ハ貴社ノ所得トシ組合ヨリ支拂フモノトス
一、種付シタル時ハ毎月二十日締切ヲ以テ畜主名牛名牛年齡等ヲ貴社ニ通知スル事
一、本種牡牛ニヨリ種付シタル牝牛及其ノ生産犢ハ貴社ノ承諾ナクシテ賣却セザル事
一、種牡牛ガ疾病ニ罹リタル時其他異常有ル時ハ速ニ貴社ニ通知スル事
一、貴社ノ都合ニヨリ預リ牛ノ返却ヲ要求セラレタル時ハ組合及管理人ハ一切異議無之即時相渡可申候
一、右各項ノ外一切ノコトハ貴社ノ指圖通リ管理取計可申候

從つて、搾乳組合は資金關係を通じての特約組合であるといふ點をその本質とし、その關係から集乳組織として作用するものである。

然しながら、名子制度或ひは刈分小作に代表される此の地方の基本的な關係から借入資金は乳牛購入資金としてよりもむしろ畜牛維持資金として借入られるので、資金償還は困難であるのみならず、この關係を通じて益々産業資本への從屬を深めていく。從つて乳牛購入資金の貸出しにも拘はらず(1)、實際に於ては頭數に於ても、又搾乳量に於ても減少してゐる狀態である。當初資金貸出しは五萬圓に及び組合乳牛飼育も約二千五百頭に達し、一日集乳量は約三十石に上つたのであるが、最近の乳牛頭數は約千五六百頭に減じ、その中搾乳せるもの約五百頭、昭和

十二年六月中の最高一日搾乳量二十一石に過ぎない(2)。又昭和十一年度と十二年度とに於ける集乳量比較を見れば次の如くである。

	昭和十一年度		昭和十二年度		増減比較		増減割合	
	持込延人員	乳量	持込延人員	乳量	持込延人員	乳量	人員	乳量
	人	貫	人	貫	人	貫	割	割
岩泉	四三三	三九、八九三	四五〇	四〇、一三七	一七	二四四	〇・三九	〇・六一
小川	四八八	五四、八六四	四三七	四五、三六〇	(一)五一	(一)九、五〇四	(一)一・〇四	(一)一・七三
大川	一五〇	一三、二三九	一二八	一三、九三九	(一)二二	七一〇	(一)一・四六	(一)〇・五三
小本	九三	一〇、六九三	八一	一一、九四三	(一)一二	一、二五〇	(一)一・二九	一・一六
田野畑	三一	三、一八二	三一	四、三六〇		一、一七八		三・七〇
刈屋	一九	一、六一六	二〇	九四八	一(一)	六六八	〇・五二	(一)四・一三
合計	一、二一四	一二三、四八七	一、一四七	一一六、六九八	(一)六七	(一)六、七八九	(一)〇・五五	(一)〇・五四

〔備考〕兩年共自一月至六月。同工場調査。

尚小川村搾乳戸數及び搾乳牛頭數增減調によれば搾乳戸數は昭和十年二五八戸、昭和十一年一九〇戸、昭和十二年一三〇戸、搾乳牛頭數は昭和十年五二四頭、昭和十一年四五〇頭、昭和十二年三九六頭である。(何れも四月末現在の數字)

1　右の外岩手殖産銀行岩泉支店に於ける畜牛資金貸出は二萬五千圓に上つてゐるが、條件は一頭に付六十圓乃至九十圓位、十戸以上の組合を作り村保證で貸出す。利息は現在一錢八厘。

2　之に對して、昭和十一年末現在に於ける岩泉地方牛の頭數は次の如くである。

	牝 當歳	牝 二歳以上	牡 當歳	牡 二歳以上
小川	一五四	八五四	一三一	二四四
有畜	三三	一五五	二三	四
田野畑	一四	一七四	四	三一
岩泉	一〇〇	四六〇	一五	三五

以上は牛籍にあるものゝ調査であるが、岩泉町に於ける同年末實調の結果によれば牝六三一、牡七四、計七〇五であり、又昭和十二年六月現在の數字は六七四頭(牛籍にあるもの)である。

搾乳組合は一方に於て集乳組織であること前に述べた如くである。集乳價格は昭和九年四月以降脂肪率によつて計算され、現在は一旬毎の檢査による平均脂肪率によつて一等乳五百匁に付脂肪一%當り四・一錢、二等乳(並びに異常乳、初乳、末期乳)三・二錢である。五百匁一升中の脂肪率は最高三・六%、平均三・三%を標準とされてゐるが(從つて一升の價格は一等乳一三・五錢、二等乳一〇・五錢)、實際は三%乃至三・一%平均である。尚此の中から檢査手數料、組合費、集乳費合計一升につき一・三錢が控除される。乳牛一頭の搾乳量は、小川村の調査では一年の搾乳量三五石を最高とし、最低一〇石―一二石、普通一八石―二〇石であつて、昭和十二年四月末現在の乳牛三五六頭についての一日の搾乳量別乳牛頭數は五升乃至八升、六五頭、八升乃至一斗、一九八頭、一斗以上、一三三頭となつてゐる。しかも乳牛の泌乳量は一年を通じて決して同じではない。農林省畜産試驗場調査によれば「一日最高

能力ニ對スル各月ノ一日量泌乳割合」は第一月の九二%を最高として漸次遞減し、第十一月には泌乳量割合は一一%に低下する。しかし此の地方の乳牛は後に述べるが如く所謂搾乳牛として飼育されてゐないのであつて、搾乳期間も右に比較して極めて短い。即ち四五月頃の犢生産期を最高とし、大體十月半に末期乳となり、枯乳期に入るので、搾乳期間は約六ケ月程度、一八〇日内外の搾乳が普通である。

又乳牛として搾乳を目的とする爲めには從來の此の地方に於て行はれて居た自給粗肥料の外に濃厚肥料（豆粕、麩、コプラミール、ビートパルプ等）の給與を必要とし、その混合及給與量は乳量に影響してくる。特に舍飼の際には飼料は殆んど濃厚飼料を以て充てられる。しかしてこれ等の飼料は搾乳組合を通じて配給され、乳代中より差引かれるのであるが、飼料價格騰貴から最近ではそれは乳代の四六―七%乃至五六%にも達してゐる。搾乳戸數及び搾乳頭數の減少の原因としては犢の價格騰貴によるもの、負債整理の爲めに搾飼牛を賣却せることによるもの等と相並んで、購入飼料の値上りにも拘はらず乳價は据置なるを以て收支相償はざるに至りたるものが擧げられてゐるが、小川村の調査では後者は減少原因の五〇%を占めてゐる。

飼料と乳代の關係

	集乳石數	一升當乳代	一升當飼料代	飼料代の割合
	石	錢	錢	%
昭和十年	四、七二〇・八七五	一〇・二六八	二・八六六	二七・九
昭和十一年	一七二・八〇九	九・〇五三	二・二六二	二四・九
二月	二三三・五一〇	九・〇八六	三・四〇三	三七・四
三月	三一〇・一五五	八・九七四	三・七七五	四二・〇
四月	五二六・六三四	八・七三三	三・七二三	四一・六
五月	六二一・一二六	九・五〇〇	三・四五七	三六・三
六月	六〇五・五〇六	一〇・二三二	二・七八七	二七・二
七月	五五四・五五六	一〇・三九七	二・五一六	二四・二
八月	四八八・七八九	一〇・三二七	一・九九三	二三・〇
九月	四三四・四九一	一〇・四四六	一・八六〇	一七・八
十月	三五三・九六三	一〇・九一三	二・五一九	二〇・八
十一月	二〇六・九一九	一一・二九八	三・一三四	二七・七
十二月	一二六・六一四	一〇・八七〇	四・〇七三	三〇・二
昭和十二年一月	一三七・七〇一	一一・五九二	五・五一一	四七・五
二月	二一五・九二七	一一・五六九	四・八〇九	五六・二
三月	三四〇・九四〇	一〇・二一二	四・一二一	四〇・三
四月	五〇六・八八八	一一・三三八	五・二八〇	四六・五

飼料價格は工場着價によつて劃當て、次回購入迄一定。大體泌乳量一斗に對して豆粕一升、麩二・五升、ビートパルプ二・五升、コプラミール一・八升が標準とされてゐる。

搾乳戸數及び頭數の減少といふ現象は、しかしながら、より本質的には此の地方を支配してゐる基本的な關係に

基くものである。元來此の地方に於ては畜牛は技術的にも經濟的にも農耕と密接に結びついて居り、又唯一の商品化的生産物として牛馬商の支配するところであると共に、牛馬商は又同時に多く地頭であるといふ點から土地所有の關係と關聯して牛の飼育が行はれてゐるので、土地の小作關係、特に夏期の山あげによる山林の管理と切り離しては考へ得られないし、又其の他の飼育方法も使役及び蕃殖を中心として行はれてゐたこと前に述べた如くである。

從つて從來の飼育方法は、「舍飼ハ十一月中旬ヨリ翌年四月下旬マデニシテ他ハ一種牡牛ニ就キテ三十頭乃至六十頭ノ牝牛ト共ニ放牧シ」、「放牧中ハ三日乃至七日間ニ一回一頭ニ對シ一合位ノ食鹽ヲ給與スルノ外他ニ飼料ヲ給セズ」、又「舍飼中ノ粗飼料ハ野乾草、穀類（粟、稗、蕎麥、麥）及稈トス、濃厚飼料トシテハ糠類（米、粟、稗）穀、大豆等」、其の他根菜類（蕪青、馬鈴薯）等を之に混じて用ひた(1)。

1. 前掲「和牛ニ關スル調査」七一項。

このやうな飼育方法がとられてゐるといふことは、犢生産の時期が殆んど一時期に集中するといふこと、從つて又泌乳も夏期に集中し、夏期と冬期とではその間に可成りの開きを生ずるといふ結果をもたらす。事實、搾乳量は、前述の如く、毎年冬の最少期は夏の最多期の六分の一乃至八分の一である。從つて搾乳を目的とする爲めには泌乳量の多い夏期を舍飼としなければならないのであつて、この場合は牛舍設備の技術的な點も伴つて從來の飼育方法とは正に對蹠的なものであると云はねばならない(1)。しかも搾乳を目的とする場合には仔牛をつけることは搾乳量を減ぜしむるので絶對に禁ぜられる。從つて此の場合は犢の飼料として渣乳が配給される（一升二錢、犢一頭一日約五升）。しかし前述の如く犢生産が一時期に集中される結果は、渣乳に對する需要も此の時期に急激に增加するので、渣乳賣却の制限、濃厚飼料による補充が行はれてゐる。逆に仔分けを目的とする牛の飼育に於ては、搾乳が制限されるか、或ひは全然禁止される場合があることは前に見た如くである。

1　搾乳を目的とする牛舍設備では肥料生産は全然拒否されること勿論である。

以上述べたところにより、搾乳組織は經濟的にも、技術的にも、從來の家畜小作並びに畜牛飼育關係と相容れない多くの點を含むものであることは明らかであらう。しかし搾乳の市場性の高いといふことは、立分制度にあるものの、又特に名子制度其の他の小作關係と結合してゐるものでさへも、漸次に搾乳關係のうちに捲き込むといふ傾向をとつてくる。特に製乳會社への資本投資による地頭の産業資本家化はこの關係に於て名子制度を崩壞せしめる一つの契機となる。しかし一方に於ては市場關係を通じて搾乳が行はれる場合、從來の立分制度の上に搾乳が行はれるので、當然充分な搾乳量を擧げることは出來難い。しかもそれが商業組織及び金融關係を通じて結合されてゐるので、乳牛購入資金の融通は持牛維持資金といふ形をとり、更に以上のやうな關係から借入資金は乳代を以ては償却し得ず、反つて負債によつて一層強い從屬關係の下に持ち來されるといふ結果となる。前述の如く負債整理のための搾乳牛の賣却が搾乳量減少の原因となつてくる理由である。從つて最近では乳牛を貸付けて搾乳を管理者の所得とする代りに生産犢を牝牡に拘はらず貸主の所得とするもの、或ひは乳代の半額と犢賣却金を所得とし、貸付料を支拂ふもの等新なる貸付牛制度が行はれ、又は行はれんとしてゐる(1)。

1　例の一。三歳の牝牛を六歳まで管理飼育せしめる。此の飼育期間中の一切の費用は管理者の負擔とし、牛乳は全部管理者の手取り、生産犢は牝牡に拘はらず貸主の所有。之は六ヶ月飼育して渡すことゝなつてゐる。更に六歳まで飼育した母牛は六歳で振にかけその賣上のうちから買價を差引き、管理者と貸主と五分分けとする。（これは現に岩泉町の一部に於て行はれてゐる）。

例の二。三歳牝牛（搾乳量十五石平均のもの）を買入貸付け、借受者は肥料の自給と乳代の半額金並びに犢賣却金を所得とし、一定の貸付料を納付一定期限契約履行の上は母牛は借主の所有となるもの。（これは香川縣の貸付牛制度にならつて、當地方に於ても行はれんとしてゐるもの）。

貸牛契約の要項

一、次ノ契約ヲ以テ甲ハ乙ニ牛ヲ貸與シ契約履行ノ上ハ貸牛ヲ乙ニ無償讓渡スルモノトス。

二、甲ハ乙ニ最初二―三ヶ月後分娩スベキ乳牛ヲ貸與ス。

三、乙ハ分娩毎ニ八回ニ亘リ毎回金十圓也金八十圓也ノ貸付料ヲ納付スル事。（犢生産四回を通じて貸付料三百二十圓となる。）

四、途中解約ノ際ハ飼養料其ノ他ニ付何等ノ異議申間敷事。

五、次ノ各項ノ一ニ該當スル時ハ解約セラル、モ異議申間敷事。

イ、甲ガ貸牛ニ對スル乙ノ飼養管理不適當ト認メタルトキ。

ロ、規定ノ貸牛料金ノ納入ヲ怠リタルトキ。

ハ、搾乳ヲ行ハザルトキ。

ニ、中途ニ於テ飼養ノ意志ナシト認メタルトキ。

ホ、種付料ヲ遲延セルトキ。

ヘ、無斷ニテ山アゲセルトキ。

例の三。前掲岩泉町八重樫金十郎氏の牛小作の例。

――一九三八、二、一八――

附記、本稿は慶應義塾經濟史學會第四十五回例會報告を補正せるものであつて、昨夏の東北地方農村調査に對する報告の一部であると共に、目下準備中である「東北地方名子制度論」の材料の一部をなすものである。尚本稿に於ける調査については同行政治科學生白石義明、及び經濟學部學生柴田進吉兩君の助力に俟つところが多い。此處に記して謝意を表し度い。